
下北地域新ごみ処理施設整備事業
入札説明書

令和元年 5 月 21 日

令和元年 8 月 6 日(修正)

下北地域広域行政事務組合

下北地域新ごみ処理施設整備事業 入札説明書

目 次

用語の定義	1
第1章 入札説明書の位置付け	3
第2章 事業の概要	4
第3章 入札参加に関する条件等	9
第4章 事業者の選定	13
第5章 入札の手続等	16
第6章 提出書類	21
第7章 提出書類作成要領	25
第8章 その他	29
別紙1 入札書等の提出用封筒作成要領	30
別紙2 本事業において当組合が建設事業者に支払う対価について	31
別紙3 リスク分担表	32
別紙4 地域貢献に係る提案の実施状況の確認にかかる手順等	34

用語の定義

No	用語	定義
1	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る当組合と建設事業者との間で締結される下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
2	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書（案）」をいう。
3	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する事業者をいう。
4	構成市町村	下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理事務とする「むつ市」「大間町」「東通村」「風間浦村」「佐井村」の5市町村をいう。
5	ごみ焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、高水分ごみ、リサイクルプラザからの破碎可燃物、選別可燃物等を焼却処理するための施設である。入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に配置される、ごみ焼却施設工場棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
6	構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
7	設計・建設業務	本事業において実施する本施設の設計・建設に係る業務をいう。
8	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
9	地元企業	当組合管内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業をいう。
10	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する入札参加資格審査通過前の共同企業体をいう。
11	入札参加者	本事業の入札に参加する共同企業体をいう。
12	入札説明書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 入札説明書」をいう。
13	入札説明書等	当組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、建設工事請負契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
14	入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、当組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
15	当組合	下北地域広域行政事務組合をいう。
16	本事業	当組合が実施する下北地域新ごみ処理施設整備事業をいう。
17	本施設	本事業において設計・建設される下北地域新ごみ処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
18	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された本事業を実施する者をいう。
19	落札者決定基準	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 落札者決定基準」をいう。

20	リサイクルプラザ	本施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示すリサイクルプラザの工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めている。循環型社会形成推進交付金交付要綱上のリサイクルセンターを指す。
21	要求水準書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 要求水準書」をいう。
22	様式集	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 様式集」をいう。

第 1 章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、当組合が推進する本事業について、これを実施する建設事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）への入札参加希望者に配布するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の別添資料 1 から 4 に示す文書は、本入札説明書と一体のものである。

別添資料 1：要求水準書

別添資料 2：落札者決定基準

別添資料 3：様式集

別添資料 4：建設工事請負契約書（案）

第2章 事業の概要

1 事業名称

下北地域新ごみ処理施設整備事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ及び関連施設）

3 公共施設等の管理者等の名称

下北地域広域行政事務組合 管理者 宮下 宗一郎

4 事業の目的

本事業は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの整備を行うものであり、本事業により一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行うものである。また、住民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を見据えたものとする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

下北地域新ごみ処理施設

(2) 建設予定地

ア 所在地 青森県むつ市大字奥内字今泉地内

イ 敷地面積 事業用地面積：19,833 m²

(3) 施設の概要

ア ごみ焼却施設

	概 要
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ方式）
処理能力	90t/日（45t/24h×2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、高水分ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルプラザからの可燃残渣

イ リサイクルプラザ

	概 要	
処理方式	破碎設備	一次破碎＋二次破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋粒度選別＋風力選別＋金属圧縮成型＋保管
	選別設備	人力選別＋磁力選別＋圧縮梱包等＋保管
	保管設備	保管
処理能力・ 処理対象物	14.0t/日（5h）	
処理対象物	破碎設備	11.3t/日（不燃ごみ 5.1t/日、粗大ごみ 6.2t/日）
	選別設備	2.7t/日（ペットボトル 0.4t/日、びん類 1.6t/日、缶類 0.7t/日）
	保管設備	－（有害ごみ、紙類、白色トレイ）

6 事業期間

事業期間は、当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和5年3月31日までの

期間とする。

7 事業方式

本事業では、本施設の設計・建設に係る業務を建設事業者が行う。建設事業者は、共同企業体を設立し、設計・建設業務を行うものとする。

また、当組合は、本施設の竣工後別途選定する運営事業者に本施設の包括的な運営・維持管理に係る業務を長期にわたって委託する予定としている。

なお、当組合は、上記委託期間を含めて本施設を30年間にわたって使用する予定であり、建設事業者は30年間の使用を前提として設計・建設業務を行うこととする。

当組合は、本施設の建設に係る資金調達を行い、本施設を所有するものとする。

なお、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

8 事業範囲

建設事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

(1) 建設事業者が実施する業務範囲

ア 設計・建設業務

(ア) 建設事業者は、当組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

(ウ) 工事範囲の詳細は、要求水準書（別添資料1）を参照すること。

(エ) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(オ) 建設事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、当組合と連携して適切な対応を行う。

(カ) 建設事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等当組合が実施する業務に対して協力する。

(キ) 建設事業者は、本事業後に予定される本施設の長期包括運営委託事業の受託者に対し、長期包括運営委託事業が円滑に進むよう、当組合の要請に応じて積極的な情報提供や協議参加等の対応を行う。

(2) 当組合が実施する業務範囲

当組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

当組合は、本事業を実施するための敷地を確保する。なお、本事業への敷地引渡しは、建設工事請負契約を締結した後、速やかに行うことを計画している。

イ 環境影響評価の実施

当組合は、生活環境影響調査手続きを実施する（令和元年6月末までに終了予定）。なお、建設事業者は、「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。

ウ 業務実施状況のモニタリング

当組合は、本施設の設計期間及び建設期間を通じ、本事業に係る監督職員を配置し、設計

についての承諾などの設計監理及び施工監理を行う。設計監理及び施工監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

- (ア) 承諾申請図書の承認及び評価
- (イ) 施工計画書の承認
- (ウ) 施工状況及び工程の確認
- (エ) 施工検査、工場検査
- (オ) 工事の是正処理への勧告
- (カ) 試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認
- (キ) 試運転時の各試験結果の承認
- (ク) 中間及び竣工検査の実施
- (ケ) 出来形検査の実施
- (コ) その他組合が必要と認める事項

エ 建設費の支払い

当組合は、建設事業者に対し、設計・建設費を支払う。

オ 周辺住民同意の取得等の住民対応

当組合は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

カ 本事業に必要な手続き

当組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。

キ その他

当組合は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む各種行政手続等を行う。

(3) 建設事業者の収入（当組合からの支払分）

当組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う（別紙2参照）。

9 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。

時 期	内 容
① 令和元年(2019年)5月21日(火)	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び建設工事請負契約書（案））の公表
② 令和元年(2019年)6月4日(火)まで	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
③ 令和元年(2019年)6月18日(火)	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答の公表
④ 令和元年(2019年)7月3日(水)まで	入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付
⑤ 令和元年(2019年)7月12日(金)	入札参加資格審査結果の通知
⑥ 令和元年(2019年)7月22日(月)まで	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
⑦ 令和元年(2019年)8月6日(火)	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答の公表
⑧ 令和元年(2019年)9月12日(木)まで	入札提案書類の受付
⑨ 令和元年(2019年)10月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査 ※詳細日程は⑧段階までに代表企業に通知する。
⑩ 令和元年(2019年)11月上旬	落札者の決定及び公表、建設工事請負仮契約の締結 ※詳細日程は⑧段階までに代表企業に通知する。
⑪ 令和元年(2019年)11月下旬～12月上旬	当組合議会の議決を得て、建設工事請負契約締結

10 法令等の遵守

当組合及び建設事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (4) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (5) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (9) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (10) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (11) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (12) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- (13) 計量法（平成4年法律第51号）
- (14) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (15) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (16) 建築士法（昭和25年法律第202号）
- (17) 景観法（平成16年法律第110号）
- (18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (19) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (20) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (21) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (22) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- (23) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (24) 電波法（昭和25年法律第131号）

- (25) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (26) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (27) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (28) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- (29) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (30) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (31) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- (32) ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- (33) 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- (34) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (35) 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年青森県条例第 43 号）
- (36) 青森県景観条例（平成 8 年青森県条例第 2 号）
- (37) むつ市公害防止条例（昭和 51 年条例第 3 号）
- (38) その他本事業に関連する法令、条例等

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、共同企業体とする。入札参加者を構成する構成企業は、参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 共同企業体は、特定建設工事共同企業体（乙型）とする。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数については特に定めない。構成企業の中に地元企業を参加させる場合は2社までとする。また、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第3章2(1)ア」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する代表企業として定める。また、代表企業が共同企業体の代表者となる。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うこととする。
- (5) 入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると当組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできない。なお、入札参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、次の(1)及び(2)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

(1) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ア ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

構成企業のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- (イ) むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成31・32年度むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「清掃施設工事」における総合評定値が1,500点以上であること。
- (ウ) 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成21年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模90t/日以上かつ複数炉構成とする）。

(エ) 以下の施設要件の官民連携事業による建設・運営事業の受注実績を元請として有すること。

- ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設。

イ リサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者の要件

構成企業のうちリサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- (イ) むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度 むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「清掃施設工事」における総合評定値が 1,500 点以上であること。
- (ウ) 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高速回転破砕機を有するリサイクル施設（該当設備規模 11.3 t/日以上とする）。

(2) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件のうち、オ を除く全ての要件を満たし、他の者は下記エ またはオ の要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- エ むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度 むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「建築一式工事」における総合評定値が 1,800 点以上で、かつ、建設業法における特定建設業の許可を有していること。
- オ 地元企業を構成企業とする場合は、むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度 むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「建築一式工事」における総合評定値が 800 点以上で、かつ、建設業法における特定建設業の許可を有していること。
- カ 本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 平成 31・32 年度 むつ市指名競争入札参加資格者に登録されていない者。

- (3) むつ市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (9) 当組合が本事業に係る「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援等業務」を委託している者及びこの者と当該事業者選定支援等業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
本事業に関し、当組合の「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援等業務」を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
 - ・ 株式会社エイト日本技術開発
- (10) 当組合の設置する「下北地域新ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者。
- (11) 落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する選定委員会の委員に対し、本事業について積極的に接触等の働きかけを行った者。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格審査基準日は入札参加資格審査申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、入札参加資格審査基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 入札参加資格審査基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、当組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格審査基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、当組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、当組合は除外措置をとらないこともできるものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当組合は落札者と建設工事請負契約を成立させないことができるものとする。この場合において、当組合は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

5 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる際は、以下によるも

のとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の形態は、分担施工方式とする。
- (3) 代表企業は、本事業において中心的な役割を担うごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 当組合と契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該工事の契約の終了後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

6 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 予定価格 | 10,103,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。） |
| 入札書比較価格 | 9,185,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。） |

(2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に当組合が建設事業者を支払う設計・建設業務に係る対価の上限額である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、建設工事請負契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、当組合は入札参加者を失格とする。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、本施設の設計・建設において、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設等の提案内容、当組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって選定し、落札者を決定する。

落札者決定にあたっての手順や基準の詳細は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、選定委員会において審査を行い、落札候補者を選定する。

(3) 落札者の決定

当組合は、選定委員会による落札候補者の選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、当組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 建設工事請負契約に関する協議及び建設工事請負契約の締結

当組合は、建設事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。なお、仮契約は、建設工事請負契約について当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日をもって本契約となる。

(2) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、当組合は落札者と建設工事請負契約を締結しない場合がある。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合、当組合は、落札者に書面で通知することにより、建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、当組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額の違約金を当組合に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により当組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について当組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないこととする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(ア) 落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

以下「独占禁止法」という。)第61条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。)第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該排除措置命令が確定したとき。

- (イ) 落札者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該納付命令が確定したとき。
- (ウ) 落札者が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (エ) 落札者(落札者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- (オ) 排除措置命令又は納付命令が落札者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、建設工事請負契約に関して落札者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る判決が確定したとき(ア)から(ウ)までに規定する「確定したとき」をいう。)

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当すると当組合が認めた場合、当組合は、落札者に書面で通知することにより、建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。

この場合において、落札者は、当組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額の違約金を当組合に支払う義務を連帯して負担するものとする。

なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により当組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について当組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務とする。

また、当組合は、落札者の構成企業が反社会的勢力でないことの確認をむつ警察署に確認すること場合がある。

- (ア) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (イ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(ア)

から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (キ) 落札者の構成企業が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合((カ)に該当する場合を除く。)に、当組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより、建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、当組合は落札者に対して一切の費用負担を負うことはない。この場合、当組合は選定委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(3) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、建設工事請負契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(4) 契約保証金

落札者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約書(案)(第4条)による。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表・配布

当組合は、次のとおり、入札説明書等を公表・配布する。

ア 入札説明書等の公表

入札説明書等については、令和元年5月21日(火)の入札公告と同時に当組合のホームページにおいて公表する。

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等の個別配布は行わない。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第5章 1 (11)事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel (Windows 版) とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第1回：令和元年5月21日(火) から令和元年6月4日(火) 17時まで

(イ) 第2回：令和元年7月16日(火) から令和元年7月22日(月) 17時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1 (5)入札参加資格審査結果の通知」の入札参加資格審査を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができる。

(3) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する回答は、以下の日程に当組合ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等を行わない。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると当組合が判断した質問については回答しない。

(ア) 第1回：令和元年6月18日(火)

(イ) 第2回：令和元年8月6日(火)

(4) 入札参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により入札参加資格審査の申請を行わなければならない。入札参加資格審査申請書類は、正本1部、副本1部を以下のとおり提出すること。期限までに入札参加資格審査申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 受付場所

「第5章 1 (11)事務局」を参照

エ 提出期限

令和元年7月3日(水)16時必着

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、入札参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和元年7月12日(金)までに郵送により通知する。

なお、入札参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。また、当組合から送付された入札参加資格審査結果通知書には当該共同企業体に対して受付グループ名を付す。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格審査結果の通知により、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、当組合に対して、令和元年7月19日(金)までに入札参加資格がないと認めた理由を問う書面(様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求められることができる。

当組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和元年7月26日(金)までに郵送にて書面により回答する。

(7) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、本入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届(様式第9号)を提出すること。

(8) 入札提案書類の提出

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第6章 3 (1) 入札提案書類提出届等」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 入札提案書類の提出について

(ア) 提出期限

令和元年9月12日(木)16時必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送とする。

(ウ) 提出先

「第5章 1 (11)事務局」を参照

(9) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時

令和元年 11 月上旬（予定）

イ 場所

下北地域広域行政事務組合（予定）

ウ 当日配布書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は 1 入札参加者につき 90 分以内を想定する。

オ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、別途書面にて通知する。

(10) 開 札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、委任状（開札の立会い）（様式第 19 号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に当組合より通知する。

ア 日時

令和元年 11 月上旬

イ 場所

下北地域広域行政事務組合（予定）

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない当組合職員を立ち合わせて行う。

また、開札には、選定委員会委員（正副委員長等）が立ち会う。

エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第 19 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札終了まで開札場を退場することができない。

キ 開札場において、次の各号の一つに該当する者は当該開札場から退去させ、失格とする。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(11) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事 務 局	:	下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課
住 所	:	〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
T E L	:	0175-33-8851
F A X	:	0175-22-2580
電 子 メ ー ル	:	sm-haiki@city.mutsu.lg.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	:	http://shimoko.e-shimokita.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

当組合は、競争性を確保し得ないと認めたとき又は当組合管内で大規模な災害が発生して本入札の執行が困難な状況が発生したときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

なお、前述の理由により当組合が入札の延期・中止・取消しを行ったとき、それまで入札参加者にかかった費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本入札に参加する資格のない者のした入札

イ 委任状のない代理人のした入札

ウ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札

オ 入札書の事業名、事業場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書

カ 入札書の事業名、事業場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

キ 同一人がした 2 通以上の入札書

ク 入札価格参考資料を提出しない者が入札した入札書

ケ 入札書において記載される入札価格（総額）と入札価格参考資料に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第 13 号と様式第 13 号（別紙）に記載の設計・建設業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）

コ 送付された入札書が提出期限（令和元年 9 月 12 日（木））までに当組合に到達しないもの

サ 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した入札参加者の入札

- シ 入札参加資格審査申請書類及び入札提案書類等に虚偽の記載をした者が入札した入札書
- ス 入札参加者が連合して入札した入札書
- セ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ソ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位、通貨及び時刻

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(7) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権及び入札提案書類の使用等

応募書類の著作権は、入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、当組合は必要な範囲において公表等を行うことができることとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

(8) 入札保証金

免除する。

(9) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提案書類の審査を行う。

イ 当組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有する。

第6章 提出書類

1 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 入札参加表明書 (様式第2号)
- (2) 入札参加資格審査申請書 (様式第3号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (様式第4号)
- (4) 構成企業一覧表 (様式第5号)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第6号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第7号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第8号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第9号)

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各11部 (正本1部、副本10部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
施設計画に係る提案概要		30部
提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ (CD-R)		3部

- (1) 入札提案書類提出届等
 - ア 入札提案書類提出届 (様式第10号)
 - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第11号)
 - ウ 連合入札に関する誓約書 (様式第12号)
- (2) 入札書
 - ア 入札書 (様式第13号)
- (3) 技術提案書
 - ア 設計・建設に関する提案書 (様式第14号)
- (4) 施設計画図書
 - ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）
 - イ 設計基本数値
 - (ア) ごみ焼却施設関連
 - a 施設計画基本数値
 - (a) 物質収支

- (b) 熱収支
- (c) 用役収支
 - ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
 - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

- (a) 受入ピット容量、その他主要ピット容量
- (b) クレーン（ごみ、灰）のバケット容量、稼働率（自動、手動運転）
- (c) 投入ホッパ容量
- (d) 処理能力曲線及び算出根拠
- (e) 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
- (f) 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- (g) 廃熱ボイラの能力
- (h) 蒸気復水器の能力
- (i) 発電設備容量
- (j) 減温塔の能力、容量
- (k) 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量
- (l) 送風機関係の能力
- (m) 主要ポンプの能力
- (n) その他主要機器の容量、能力計算
- (o) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）

c 要求水準に対する設計仕様書

（様式第 15 号）

(イ) リサイクルプラザ関連

a 施設計画基本数値

- (a) 物質収支
- (b) 用役収支
 - ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

- (a) ヤード・保管設備の面積及び容量
- (b) ホッパ容量
- (c) コンベヤ能力
- (d) 選別機能力
- (e) 送風機関係の能力
- (f) 破碎機能力
- (g) 搬出設備の貯留容量
- (h) その他主要機器の容量及び能力計算
- (i) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）
- (j) 処理不適物（破碎困難物）リスト
- (k) 防爆及び爆発時の対策

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】

- (ア) 全体配置図【A3 版横】
- (イ) 動線計画図【A3 版横】
- (ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 版横】
- (エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 版横】
- (オ) 主要機器組立図【A3 版横】
- (カ) フローシート【A3 版横】

a ごみ焼却施設関連

- (a) 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- (b) 井水、上水道、再利用水、冷却水及び雨水
- (c) 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水）
- (d) ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
- (e) 余熱利用
- (f) 燃料
- (g) 油圧及び圧縮空気
- (h) 脱臭及び消臭
- (i) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- (j) 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- (k) 情報処理システム

b リサイクルプラザ関連

- (a) 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- (b) 集じん
- (c) 給排水
- (d) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- (e) 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- (f) 情報処理システム

- (キ) 電気設備主回路単線系統図【A3 版横】
- (ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 版横】
- (ケ) 建築仕上げ表
- (コ) その他、提案する構造物等に関する図面【A3 版横】
- (カ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (シ) パース（鳥瞰図、アイレベル、各 1 枚）【A3 版横】

エ 工事関係

- (ア) 全体工事工程【A3 版横】

- (5) 添付資料 (様式第 16 号)

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の内容が確認できる資料がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

- (6) 提案図書概要版 (様式第 17 号)

- (7) 施設計画に係る提案概要 (様式第 18 号)

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

- ・パース図
- ・建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・提案のコンセプト

- ・ 施設計画の特徴
- (8) 委任状（開札の立会）

（様式第 19 号）

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 入札参加資格審査申請時の提出書類

入札参加資格審査申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（様式第3号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本1部を提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第13号）及び入札価格参考資料（様式第13号別紙）は、次の方法により封入すること（別紙1参照）。
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - イ 入札書（様式第13号）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、事業名、事業場所名、共同企業体名（代表企業名を入れた任意のグループ名とし、入札参加者が設定する。以下同じ。）及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。
 - ウ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第13号別紙）を入れ、封筒の表面に、入札提案書類提出期限、事業名、事業場所名、グループ名、代表企業の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）を記載すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務の金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、算定すること。また、建設工事請負契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案書」をA4版縦（A3版横書類についてはA4版縦に折込み）・横書き・左綴じとして、各11部（正本1部、副本10部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第6章 3 (4) 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版縦（A3版横書類についてはA4版縦に折込み）・横書き・左綴じとして、各11部（正本1部、副本10部）提出すること。
- (3) 施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。
 - ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
 - イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。
- (4) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版縦（A3版横書類についてはA4版縦に折込み）・横書き・

左綴じとして、各 11 部（正本 1 部、副本 10 部）提出すること。

- (5) 添付資料及び提案図書概要版には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第 16 号及び様式第 17 号（添付資料の表紙及び提案図書概要版の表紙）には、受付グループ名を右下欄に記入する。
- (6) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (7) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等が判断可能な記載を行ってはならない。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に凡例で構成企業名を表示する対応も可とする。）
- (8) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (9) 当組合に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。なお、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版とし、バージョンは 2000 以後とする。）も提出すること。

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A3 版・横・横書き・2 枚（両面印刷で 4 ページ以内）とし、綴じずに 30 部提出すること。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
 - ・ パース図
 - ・ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・ 提案のコンセプト
 - ・ 施設計画の特徴

6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当組合と建設事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設の責任は、原則として建設事業者が負う。ただし、当組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、建設事業者との協議を経た上で当組合が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び当組合と建設事業者との責任分担は、原則として「別紙 3 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、建設工事請負契約で定める。

(2) 保険

ア 建設事業者は要求水準書に基づき第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

当組合における設計・建設業務に係る対価の財源は、循環型社会形成推進交付金及び当組合構成市町村の負担金であり、当組合構成市町村では、本事業に関して一般廃棄物処理事業債等の活用を予定している。入札参加者は、当組合及び当組合構成市町村における財源措置を踏まえた施設整備及び事業スケジュールを提案するほか、その他協力すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問において、当組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。当組合の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答することができる。

(5) 業務の委託

建設事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、当組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 地元への配慮

ア 雇用については、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、地元雇用に配慮すること（別紙4参照）。なお、地元とは、当組合管内をいう。

イ 下請人等を選定する際は、当組合管内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 建設事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 建設事業者の実施する業務が、建設工事請負契約で定める建設事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、当組合は、建設事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。建設事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合、当組合は、建設工事請負契約を解除することができる。

(イ) 建設事業者が倒産し、又は建設事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、建設工事請負契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、当組合は建設工事請負契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により当組合が建設工事請負契約を解除した場合、建設事業者は、当組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 当組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 当組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、建設事業者は建設工事請負契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により建設事業者が建設工事請負契約を解除した場合、当組合は、建設事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他当組合又は建設事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、当組合及び建設事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、当組合及び建設事業者は、建設工事請負契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事請負契約に定める。

(8) 当組合による本事業の実施状況の監視

当組合は、建設事業者が実施する実施状況が要求水準及び建設工事請負契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。

第8章 その他

1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格審査結果の通知前においては当組合ホームページにおいて公表する。適宜、当組合ホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、当組合のホームページ及び電子データを通じて行う。

別紙 1 入札書等の提出用封筒作成要領

1. 入札書等の提出用封筒

中封筒：表

入 札 書

事業名 ○○○○○○

事業場所 ○○○○○○

○○○○グループ
代表企業
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社

外封筒：表

入札提案書類提出期限 平成 年 月 日

入 札 書 等

事業名 ○○○○○○

事業場所 ○○○○○○

○○○○グループ
代表企業
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社
担当者名 △△ △△
担当者連絡先(TEL FAX)

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、入札書（様式第 13 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 13 号(別紙)）を入れて封かんすること。

別紙2 本事業において当組合が建設事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において当組合が建設事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用 ②その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ■当組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約の定めによる。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて当組合にて作成し、契約書作成時に通知する。

4 物価変動等による改定

建設工事請負契約書の定めによる。ただし、当組合は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、建設事業者から申出等があったときには、協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、建設事業者は、建設工事請負契約書（案）第25条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、当組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の建設事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	建設事業者	
共通	入札書類リスク	○		
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		建設事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結議会に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	建設事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	建設事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	インフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
事故の発生リスク	設計、建設において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	建設事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		建設事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		建設事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	建設事業者
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は建設事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 不可抗力における費用負担については、一定程度までは建設事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

別紙 4 地域貢献に係る提案の実施状況の確認にかかる手順等

1 地域貢献の確認の対象

落札者が選定された後、落札者が提案した「地元企業の活用」（様式第14-8-1号）について、その実施状況を確認する。

2 確認方法

提案内容について、以下に示す事前確認、事後確認を行う。

表1 確認方法等

項目	事前確認（実施計画書）		事後確認（実施報告書）	
	作成すべき地域貢献実施計画書	当組合の最終的な承諾を得なければならない時期 ^{※1}	事後確認（中間）実施時期	事後確認（最終）実施時期
設計・建設期間	設計・建設期間を通じたもの	現場着工日の30日前まで	現場着工後の各年度終了時	工事完成時

※1：建設事業者は、事業実施スケジュール及び当組合の最終的な承諾を得なければならない時期を勘案し、適切な時期に実施計画書の提出を行うこと。

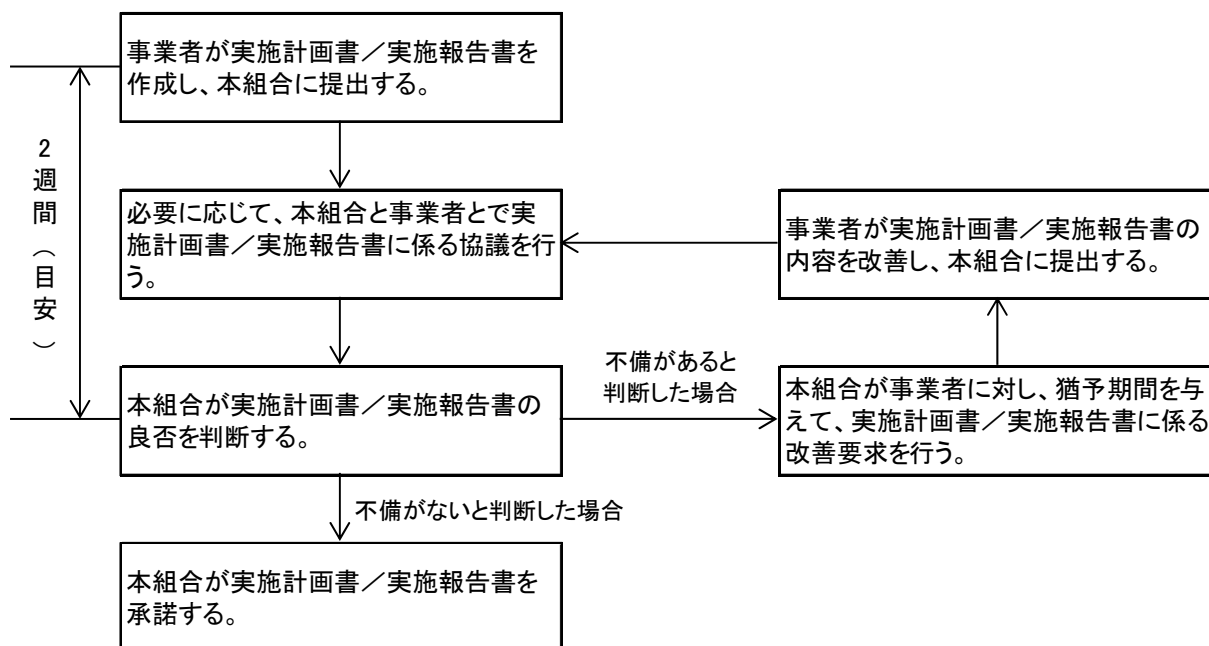


図1 地域貢献に係る実施計画書又は実施報告書の確認手順

(1) 事前確認

ア 建設事業者は、地域貢献に係る実施計画書（発注先、発注内容、発注金額等を記載するものとするが、詳細は当組合と建設事業者の協議により決定することとし、以下「実施計画書」という。）を作成し、当組合へ提出し、現場着工の30日前までに当組合の承諾を得るものとする。

イ 当組合は、建設事業者との協議等により、提出された実施計画書の内容を確認する。実施

計画書の良否の判断については、実施計画書提出日から2週間（ただし、ウで改善要求があった場合には、2週間を超える場合もある。）を目安に行うものとする。

- ウ イの結果、実施計画書に不備があると当組合が判断した場合には、建設事業者に相当な猶予期間を与えて改善要求を行う。
- エ ウの結果、改善要求を受けた建設事業者は、実施計画書の内容を見直し、再度、当組合へ提出するものとし、当組合の承諾が得られるまで、上記の手順を繰り返すものとする。なお、当組合が改善を指示したにもかかわらず、建設事業者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合は、建設工事請負契約書(案)第46条第1の規定に従う。

(2) 事後確認

- ア 事後確認は、中間確認、最終確認とし、中間確認は現場着工後の各年度終了時に、最終確認は工事完成時に行う。
- イ 建設事業者は、地域貢献に係る実施報告書（発注先、発注内容、発注金額等を実施計画書と対比できるよう記載するものとするが、詳細は当組合と建設事業者の協議により決定する。以下「実施報告書」という。）を作成し、中間確認は現場着工後の各年度終了時に、最終確認は工事完成時に当組合へ提出し、当組合の承諾を得なければならない。この際、建設事業者は、当組合が提出を求めた場合には、実施報告書の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。
- ウ 当組合は、建設事業者との協議等により、提出された実施報告書の内容を確認する。実施報告書の良否の判断については、実施報告書提出日から2週間以内（ただし、エで改善要求があった場合には、2週間を超える場合もある。）を目安に行うものとする。
- エ ウの結果、実施報告書に不備があると当組合が判断した場合には、建設事業者に90日を超えない範囲で猶予期間を与えて改善要求を行う。
- オ エの結果、改善要求を受けた建設事業者は、実施報告書の改善を行い、当組合の確認を受けられるものとし、当組合の承諾が得られるまで、改善を行う。なお、当組合が改善を指示したにもかかわらず、建設事業者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合は、建設工事請負契約書(案)第46条第1の規定に従う。

3 地域貢献に係る提案等から乖離している場合の措置

- ア 「建設事業者が提案した地域貢献に関する提案内容と実施計画書」又は「実施計画書と実施報告書」の間に、金額の乖離（ただし、建設事業者が提案した提案金額を下回る場合に限る。）が生じる場合、建設事業者は、その要因が建設事業者の責に帰すべき事由でないことを、事前確認においては実施計画書で、事後確認においては実施報告書で明らかにするものとする。当該乖離の妥当性については、当組合と建設事業者とで協議を行った上で、当組合が判断する。
- イ 協議の結果、当該乖離に妥当性を欠くと当組合が判断した場合には、業務実施内容に不備があったものとし、建設事業者に猶予期間を与えて改善要求を行う。
- ウ 事後確認（最終）において、イにより定めた猶予期間内に当該乖離が改善されず、建設事業者が改善できない合理的な理由が認められない場合、建設事業者は、入札提案時に建設事業者が提案した地域貢献に係る金額と実際の金額との差額の50%に相当する額を当組合に支払うものとする。